

所 得 税 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 新 旧 対 照 表

改
正
案

現

行

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

（所得税法の一部改正）

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条—第四条）

第二章 納税義務（第五条・第六条）

第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則（第六条の二・第六条の三）

第三章 課税所得の範囲（第七条—第十一条）

第四章 所得の帰属に関する通則（第十二条—第十四条）

第五章 納税地（第十五条—第二十条）

第二編 居住者の納税義務

第一章 通則（第二十一条）

第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除

第一節 課税標準（第二十二条）

第二節 各種所得の金額の計算

第一条 各種所得の種類及び各種所得の金額（第二十三条—第三十五条）

第二款 所得金額の計算の通則（第三十六条—第三十八条）

第三款 収入金額の計算（第三十九条—第四十四条の三）

第四款 必要経費等の計算

第一目 家事関連費、租税公課等（第四十五条・第四十六条）

第二目 資産の評価及び償却費（第四十七条—第五十条）

第三目 資産損失（第五十一条）

第四目 引当金（第五十二条—第五十五条）

第五目 親族が事業から受ける対価（第五十六条・第五十七条）

第六目 給与所得者の特定支出（第五十七条の二）

目次

第一編 同 上

第一章 同 上

第二章 同 上

第三章 同 上

第四章 同 上

第五章 同 上

第二編 同 上

第一章 同 上

第二節 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第一目 同 上

第二目 同 上

第三目 同 上

第四目 同 上

第五目 同 上

第六目 同 上

第四款の二 外貨建取引の換算（第五十七条の三）

第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例（第五十七条の四—第六十二条）

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第六十三条・第六十四条）

第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例（第六十五条—第六十

七条）

第八款 リース取引（第六十七条の二）

第九款 信託に係る所得の金額の計算（第六十七条の三）

第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算（第六十七条の四）

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八

条）

第三節 損益通算及び損失の繰越控除（第六十九条—第七十一条）

第四節 所得控除（第七十二条—第八十八条）

第五章 税額の計算

第一節 税率（第八十九条—第九十一条）

第二節 税額控除（第九十二条—第九十五条）

第四章 税額の計算の特例（第九十六条—第一百三条）

第五章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税

第一款 予定納税（第一百四条—第一百六条）

第二款 特別農業所得者の予定納税の特例（第一百七条—第一百十条）

第三款 予定納税額の減額（第一百十一条—第一百十四条）

第四款 予定納税額の納付及び徵収に関する特例（第一百十五条—第一百十九条）

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告（第一百二十条—第一百二十三条）

第二款 死亡又は出国の場合の確定申告（第一百二十四条—第一百一十七条）

第三款 納付（第一百二十八条—第一百三十条）

第四款 延納（第一百三十一条—第一百三十七条）

第五款 還付（第一百三十八条—第一百四十二条）

第四款の二 同 上

第五款 同 上

第六款 同 上

第七款 同 上

第八款 同 上

第九款 同 上

第十款 同 上

第十一款 同 上

第十二款 同 上

第十三款 同 上

第十四款 同 上

第十五款 同 上

第十六款 同 上

第十七款 同 上

第十八款 同 上

第十九款 同 上

第二十款 同 上

第二十一款 同 上

第二十二款 同 上

第二十三款 同 上

第二十四款 同 上

第二十五款 同 上

第二十六款 同 上

第二十七款 同 上

第二十八款 同 上

第二十九款 同 上

第三十款 同 上

第三十一款 同 上

第三十二款 同 上

第三十三款 同 上

第三十四款 同 上

第三十五款 同 上

第四款の二 同 上

			第三節 青色申告（第一百四十三条—第一百五十五条）
		第六章 更正の請求の特例（第一百五十二条・第一百五十三条）	第七章 同上
	第七章 同上	第七章 更正及び決定（第一百五十四条—第一百六十条）	第三編 同上
第三編 同上	第一章 同上	第一章 国内源泉所得（第一百六十一条—第一百六十三条）	第二章 同上
第二章 同上	第二節 通則（第一百六十四条）	第二節 非居住者に対する所得税の総合課税	第一節 同上
第一節 同上	第一款 課税標準、税額等の計算（第一百六十五条—第一百六十五条）	第一款 課税標準、税額等の計算（第一百六十五条—第一百六十五条）	第一款 課税標準、税額等の計算（第一百六十五条—第一百六十五条）
第一款 課税標準、税額等の計算（第一百六十五条—第一百六十五条）	第二款 申告、納付及び還付（第一百六十六条・第一百六十六条の二）	第二款 申告、納付及び還付（第一百六十六条）	第二款 申告、納付及び還付（第一百六十六条）
第二款 申告、納付及び還付（第一百六十六条・第一百六十六条の二）	第三款 更正の請求の特例（第一百六十七条）	第三款 同上	第三款 同上
第三款 更正の請求の特例（第一百六十七条）	第四款 更正及び決定（第一百六十八条・第一百六十八条の二）	第四款 同上	第四款 同上
第四款 更正及び決定（第一百六十八条・第一百六十八条の二）	第三節 非居住者に対する所得税の分離課税（第一百六十九条—第一百七十三条）	第三節 同上	第三節 同上
第三節 非居住者に対する所得税の分離課税（第一百六十九条—第一百七十三条）	第四編 源泉徴収	第四編 同上	第四編 同上
第四編 源泉徴収	第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収（第一百八十二条—第一百八十二条）	第一章 同上	第一章 同上
第一章 同上	第二章 給与所得に係る源泉徴収	第二章 同上	第二章 同上
第二章 同上	第一節 源泉徴収義務及び徴収税額（第一百八十三条—第一百八十九条）	第一節 同上	第一節 同上
第一節 同上	第二節 年末調整（第一百九十条—第一百九十三条）	第二節 同上	第二節 同上
第二節 同上	第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告（第一百九十四条—第一百九十八条）	第三節 同上	第三節 同上
第三節 同上	第三章 退職所得に係る源泉徴収（第一百九十九条—第二百三条）	第三章 同上	第三章 同上
第三章 同上	第三章 の二 公的年金等に係る源泉徴収（第二百三十二条—第二百三十六条）	第三章 の二 同上	第三章 の二 同上
第三章 の二 同上	第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収（第一第二百六条）	第四章 同上	第四章 同上
第四章 同上	第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収（第二百四条—第二百六条）	第一節 同上	第一節 同上
第一節 同上	第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収（第一百七条）	第二節 同上	第二節 同上

			第三節 同上
		第六章 同上	第七章 同上
	第七章 同上	第七章 同上	第三編 同上
第三編 同上	第一章 同上	第一章 同上	第二章 同上
第二章 同上	第二節 同上	第二節 同上	第一節 同上
第一節 同上	第三節 同上	第三節 同上	第一節 同上
第三節 同上	第四編 同上	第四編 同上	第二章 同上
第四編 同上	第一章 同上	第一章 同上	第三章 同上
第一章 同上	第二章 同上	第二章 同上	第四章 同上
第二章 同上	第一節 同上	第一節 同上	第一節 同上
第一節 同上	第二節 同上	第二節 同上	第二節 同上
第二節 同上	第三節 同上	第三節 同上	第三節 同上
第三節 同上	第四編 同上	第四編 同上	第四編 同上

—第一百九条)

第三節 定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収（第二百九条の二

・第二百九条の三）

第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収（第二百十一条

・第二百十一条）

第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収（第二百十二条—第

二百五十五条）

第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例（第二百十六条—第二百

十九条）

第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収（第二百二十一条—第二

百二十三条）

第五編 雜則

第一章 支払調書の提出等の義務（第二百二十四条—第二百三十一条）

第二章 その他の雑則（第二百三十二条の二—第二百三十七条）

第六編 罰則（第二百三十八条—第二百四十三条）

附則

第三節 同 上

第四節 同 上

第五章 同 上

第六章 同 上

第七章 同 上

第五編 同 上

第一章 同 上

第二章 同 上

第六編 同 上

附則

(定義)

第二条 同 上

一～八の三 同 上

十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する

九・十省略

十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する

九・十省略

ハ 非居住者又は外国法人の国内にある建設作業場（非居住者又は外
國法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の
作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われる
ものをいう。）を行う場所をいい、当該非居住者又は外国法人の国
内における当該建設作業等を含む。）

ハ 非居住者又は外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する
権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に
定めるところによる。
一～八の三 省略
八の四 恒久的施設 次に掲げるものをいう。
イ 非居住者又は外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う
一定の場所で政令で定めるもの
ロ 非居住者又は外国法人の国内にある建設作業場（非居住者又は外
國法人が国内において建設作業等（建設、据付け、組立てその他の
作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われる
ものをいう。）を行う場所をいい、当該非居住者又は外国法人の国
内における当該建設作業等を含む。）

ハ 非居住者又は外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する
権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの

法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を當む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十九号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第十二号の二及び第十三号において同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。

十二～四十一 省略

四十二 出国 居住者については、国税通則法第二百七十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしないで国内に居所を有しないこととなること（国内に居所を有しない非居住者で恒久的施設を有するものについては、恒久的施設を有しないこととなることとし、国内に居所を有しない非居住者で恒久的施設を有しないものについては、国内において行う第二百六十二条第一項第六号（国内源泉所得）に規定する事業を廃止することとする。）をいう。

四十三～四十八 省略

（納税義務者）

第五条 省略

一 第百六十二条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（次号において「国内源泉所得」という。）を有するとき（同号に掲げる場合を除く。）。

二 その引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる内国法人課税所得（第二百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲

法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を當む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十九号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。第十二号の二及び第十三号において同じ。）並びに委託者が実質的に多数でないものとして政令で定める信託を除く。）をいう。

十二～四十一 同上

四十二 出国 居住者については、国税通則法第二百七十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしないで国内に居所を有しないこととなること（国内に居所を有しない非居住者で第二百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることとし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、国内において行う第二百六十二条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を廃止することとする。）をいう。

四十三～四十八 同上

（納税義務者）

第五条 同上

一 第百六十二条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得（次号において「国内源泉所得」という。）を有するとき（同号に掲げる場合を除く。）。

二 その引受けを行う法人課税信託の信託財産に帰せられる内国法人課税所得（第二百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲

げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金をいう。以下この条において同じ。)の支払を国内において受けたとき又は当該信託財産に帰せられる外国法人課税所得(国内源泉所得のうち第百六十一条第一項第四号から第十一号まで又は第十三号から第十六号までに掲げるものをいう。以下この条において同じ。)の支払を受けるとき。

3・4省略

(課税所得の範囲)

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 全ての所得

二 非永住者 第九十五条第一項(外国税額控除)に規定する国外源泉所得(以下この号において「国外源泉所得」という。)以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三 非居住者 第百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に定める国内源泉所得

四 内国法人 国内において支払われる第百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、差益、利益の分配及び賞金

五 外国法人 第百六十一条第一項(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得のうち同項第四号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲げるもの

2 省略

(納税地)

第十五条 所得税の納税地は、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一・二省略

三 前二号に掲げる場合を除き、恒久的施設を有する非居住者である場合

げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金をいう。以下この条において同じ。)の支払を国内において受けたとき又は当該信託財産に帰せられる外国法人課税所得(国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げるものをいう。以下この条において同じ。)の支払を受けるとき。

3・4同上

(課税所得の範囲)

第七条 同上

一 非永住者以外の居住者 すべての所得

二 非永住者 第百六十一条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得(以下この条において「国内源泉所得」という。)及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三 非居住者 第百六十四条第一項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の区分に応じそれぞれ同項各号及び同条第二項各号に掲げる国内源泉所得

四 内国法人 国内において支払われる第百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金

五 外国法人 国内源泉所得のうち第百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号までに掲げるもの(法人税法第百四十二条第四号(国内に恒久的施設を有しない外国法人)に掲げる外国法人については、第百六十一条第一号の二に掲げるものを除く。)

2 同上

(納税地)

第十五条 所得税の納税地は、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一・二同上

三 前二号に掲げる場合を除き、第百六十四条第一項第一号から第三号

合 その国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもののが所在地）

在地

四 省 略

五 前各号に掲げる場合を除き、第一百六十一条第一項第七号（国内源泉所得）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける場合 当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

六 省 略

（給与所得）

第二十八条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

1～4 省 略

五 前項に規定する収入金額が千万円を超える一千二百万円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

六 前項に規定する収入金額が一千二百万円を超える場合 二百三十万円

4 省 略

（発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額）

第四十一条の二

居住者が株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利として政令で定める権利を発行法人から与えられた場合において、当該居住者又は当該居住者の相続人その他の政令で定める者が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、その発行法人が支払をする事業所得に係る収入金額、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等の収入金額、第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得（第三十五条第三項（雑所得）

まで（国内に恒久的施設を有する非居住者）に掲げる非居住者に該当する場合 その国内において行なう事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもののが所在地）

四 同 上

五 前各号に掲げる場合を除き、第一百六十一条第三号（不動産の貸付け等の対価）に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける場合 当該対価に係る資産の所在地（その資産が二以上ある場合には、主たる資産の所在地）

六 同 上

（給与所得）

第二十八条 同 上

2 同 上

3 同 上

1～4 同 上

五 前項に規定する収入金額が千万円を超える一千五百万円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

六 前項に規定する収入金額が一千五百万円を超える場合 二百四十五万円

4 同 上

に規定する公的年金等に係るもの(除く。)に係る収入金額とみなして
この法律(第二百二十四条の三(株式等の譲渡の対価の受領者等の告
知)、第二百二十五条(支払調書及び支払通知書)及び第二百二十八条
(名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書)並びにこれらの規定に係る
罰則を除く。)の規定を適用する。

(免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入
金額不算入)

第四十四条の二 居住者が、破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百
五十二条第一項(免責許可の決定の要件等)に規定する免責許可の決定
又は再生計画認可の決定があつた場合その他資力を喪失して債務を弁済
することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、
当該免除により受ける経済的な利益の金額については、その者の各
種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

前項の場合において、同項の債務の免除により受ける経済的な利益の
金額のうち同項の居住者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号
に定める金額(第一号から第四号までに定める金額にあつては当該経済
的な利益の金額として計算した金額とし、第五号に定める金
額にあつては同項の規定の適用がないものとして総所得金額、退職所得
金額及び山林所得金額を計算した場合における金額とする。)の合計額
に相当する部分については、同項の規定は、適用しない。

一 不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免
除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の
金額

二 事業所得を生ずべき事業に係る債務の免除を受けた場合 当該免除
を受けた日の属する年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額
三 山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除
を受けた日の属する年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額
四 雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合 当該免除を
受けた日の属する年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額
五 第七十一条第一項又は第二項(純損失の繰越控除)の規定により、当
該債務の免除を受けた日の属する年分の総所得金額、退職所得金額又
は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額がある場合 当該控除

する純損失の金額

第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨、同項の

規定により総収入金額に算入されない金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、第一項の規定を適用することができる。

(減額された外国所得税額の総収入金額不算入等)

第四十四条の三 省略

(給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第二項(給与所得)に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超えるときは、その年分の同項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

(給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項(給与所得)に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等(以下この項及び次項において「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出(その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者(以下この項において「給与等の支払者」という。)により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における当該補填される部分を除く。)をいう。

一六省略

35省略

35同上

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出(その支出につきその者に係る給与等の支払をする者(以下この項において「給与等の支払者」という。)により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における当該補填される部分を除く。)をいう。

一六同上

35同上

(外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第十九項において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第十九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべき金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額（居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基いて生じた所得に対して課される外国所得税の額、居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額から控除する。）をその年分の所得税の額から控除する。

2・3 省略

4 第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

一 居住者が国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するものその他政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を通じて事業を行う場合において、当該国外事業所等が当該居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等において使用する資産、当該国外事業所等と当該居住者の事業場等（当該居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該国外事業所等以外のものをいう。以下この項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得（当該国外事業所等の譲渡により生ずる所得を含み、第十五号に該当するものを除く。）

- 二 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得
三 国外における資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの
四 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定め

(外国税額控除)

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この項及び第四項において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第十九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額（居住者の通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基いて生じた所得に対して課される外国所得税の額、居住者の所得税に関する法令の規定により所得税が課されないこととなる金額を課税標準として外国所得税に関する法令により課されるものとして政令で定める外国所得税の額その他政令で定める外国所得税の額を除く。以下この項において「控除対象外国所得税の額」という。）をその年分の所得税の額から控除する。

2・3 同上

るものを行ふ者が受ける当該人的役務の提供に係る対価

五

国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

六

第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子

ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項目において「営業所」という。）に預け入れられた預金又は貯金（第二条第一項第十号（定義）に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子

七 第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ 外国法人から受ける第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ 国外にある営業所に信託された投資信託（公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。）又は特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配

八 国外において業務を行う者に対する貸付金（これに準ずるものと含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

九 国外において業務を行う者から受けける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものとの使用料又はその譲渡による対価

ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものと含む。）の使用料又はその譲渡による対価

八 機械、装置その他政令で定める用具の使用料

十 次に掲げる給与、報酬又は年金

イ 債給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与そ

の他人的役務の提供に対する報酬のうち、国外において行う勤務そ

の他の人的役務の提供（内国法人の役員として国外において行う勤務そ

の他の政令で定める人的役務の提供を除く。）に基因するもの

ロ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で第三十一条第一号及び第二号（退職手当等とみなす一時金）に規定する法律の規定

による社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて支給

される年金（これに類する給付を含む。）

ハ 第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等のうちその支

払を受ける者が非居住者であつた期間に行つた勤務その他の人的役

務の提供（内国法人の役員として非居住者であつた期間に行つた勤

務その他の政令で定める人的役務の提供を除く。）に基因するもの

十一 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定め

るもの

十二 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剩余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十三 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益

イ 第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補填金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ 第百七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するもののうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの

ハ 第百七十四条第五号に掲げる利息に相当するもののうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

二 第百七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じ

て締結された同号に規定する契約に係るもの

亦 第百七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預金又は貯金に係るもの

ヘ 第百七十四条第八号に掲げる差益に相当するもののうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十四 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十五 国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるもの

十六 第百六十二条第一項（租税条約による定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課すことができることとされる所得のうち政令で定めるもの

十七 前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

5| 前項第二号から第十四号まで及び第十七号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。

6| 第四項第一号に規定する内部取引とは、居住者の国外事業所等と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

7| 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける居住者については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて

て、その租税条約に定めるところによる。

8| 居住者の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該居住者の国外事業所等が、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を

定める租税条約以外の租税条約の相手国等に所在するときは、同号に規定する内部取引には、当該居住者の国外事業所等と事業場等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の支払に相当する事実その他政令で定める事実は、含まれないものとする。

9| 居住者の国外事業所等が、租税条約（居住者の国外事業所等が事業場等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合に、その棚卸資産を購入する所得が、その国外事業所等に帰せられるべき所得に含まれないとする定めのあるものに限る。）の相手国等に所在し、かつ、当該居住者の国外事業所等が事業場等のために棚卸資産を購入する業務及びそれ以外の業務を行う場合には、当該国外事業所等のその棚卸資産を購入する業務から生ずる第四項第一号に掲げる所得は、ないものとする。

10 居住者が納付することとなつた外国所得税の額につき第一項から第三項までの規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年のこれらの規定の適用については、政令で定めるところによる。

13| 12| 11| 省略

14 第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者は、当該居住者が他の者との間で行つた取引のうち、当該居住者のその年の第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該居住者の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

14 第一項から第三項までの規定の適用を受ける居住者は、当該居住者の事業場等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めることにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

4| 居住者が納付することとなつた外国所得税の額につき前三項の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合におけるその減額されることとなつた日の属する年の前三項の規定の適用については、政令で定めるところによる。

6| 5| 同上

15|省略
第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17|省略

(予定納税額の納付)

第一百四条 省略

2|国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定による納付に関する期限の延長(以下この項において「期限延長」という。)により前項に規定する居住者が同項の規定により第一期又は第二期において納付すべき予定納税額の納期限がその年十二月三十一日後となる場合は、当該期限延長に係る予定納税額は、ないものとする。

3|第一項の場合において、同項に規定する予定納税基準額の三分の一に相当する金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(予定納税基準額の計算の基準日等)

第一百五条 前条第一項の規定を適用する場合において、予定納税基準額の計算については、その年五月十五日において確定しているところによるものとし、居住者であるかどうかの判定は、その年六月三十日の現況によるものとする。ただし、予定納税基準額の計算は、その年五月十六日から七月三十一日までの間におけるいずれかの日において確定したところにより計算した金額が本文の規定により計算した金額を下ることとなつた場合は、その日(その日が二以上ある場合には、その計算した金額が最も小さいこととなる日)において確定したところによるものとする。

(予定納税額等の通知)

第一百六条 税務署長は、第一百四条第一項(予定納税額の納付)の規定による納付をすべき居住者についてその年五月十五日の現況によりその予定納税基準額を計算し、その年六月十五日(同日において当該居住者が第一期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年七月三十一日(同条の規定により当該納期限が延長された場合には、その延長された当該納期限)の一月前の日)まで

7|同上

(予定納税額の納付)

第一百四条 同上

2|前項の場合において、同項に規定する予定納税基準額の三分の一に相当する金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(予定納税基準額の計算の基準日等)

第一百五条 前条の規定を適用する場合において、予定納税基準額の計算については、その年五月十五日において確定しているところによるものとし、居住者であるかどうかの判定は、その年六月三十日の現況によるものとする。ただし、予定納税基準額の計算は、その年五月十六日から七月三十一日までの間におけるいずれかの日において確定したところにより計算した金額が本文の規定により計算した金額を下ることとなつた場合は、その日(その日が二以上ある場合には、その計算した金額が最も小さいこととなる日)において確定したところによるものとする。

(予定納税額等の通知)

第一百六条 税務署長は、第一百四条第一項(予定納税額の納付)の規定による納付をすべき居住者についてその年五月十五日の現況によりその予定納税基準額を計算し、その年六月十五日までに、その者に対し、その予定納税基準額並びに第一期及び第二期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。

に、その者に対し、その予定納税基準額並びに第一期及び第二期において納すべき予定納税額を書面により通知する。

2 省略

3 前二項の規定による通知は、第一百四条第一項の規定による納付をすべき居住者からその者の前年分の所得税につき確定申告書の提出を受け、又は当該所得税につき決定をした税務署長（その後当該所得税の納税地に異動があつた場合には、政令で定める税務署長）が行う。

4 前項に規定する税務署長は、第一項の居住者が第一百四条第一項の規定により第一期において納すべき予定納税額について同条第二項の規定の適用がある場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を要しない。

（特別農業所得者の予定納税額の納付）

第一百七条 省略

2 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による納付に関する期限の延長（以下この項において「期限延長」という。）により前項に規定する居住者が同項の規定により第二期において納付すべき予定納税額の納期限がその年十二月三十一日後となる場合は、当該期限延長に係る予定納税額は、ないものとする。

3 第一項の場合において、同項に規定する予定納税基準額の二分の一に相当する金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（特別農業所得者に係る予定納税基準額の計算の基準日等）

第一百八条 前条第一項の規定を適用する場合において、前年において特別農業所得者であつたかどうかの判定又は予定納税基準額の計算についていは、それぞれその年五月一日又はその年九月十五日において確定しているところによるものとし、居住者であるかどうかの判定は、その年十月三十一日の現況によるものとする。ただし、予定納税基準額の計算は、その年九月十六日から十一月三十日までの間におけるいずれかの日において確定したところにより計算した金額が本文の規定により計算した金額を下ることとなつた場合は、その日（その日が二以上ある場合には、その計算した金額が最も小さいこととなる日）において確定したところによるものとする。

3 2 同上

3 前二項の規定による通知は、第一百四条第一項の規定による納付をすべき居住者からその者の前年分の所得税につき確定申告書の提出を受け、又は当該所得税につき決定をした税務署長（その後当該所得税の納税地に異動があつた場合には、政令で定める税務署長）が行なう。

（特別農業所得者の予定納税額の納付）

第一百七条 同上

2 前項の場合において、同項に規定する予定納税基準額の二分の一に相当する金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

（特別農業所得者に係る予定納税基準額の計算の基準日等）

第一百八条 前条の規定を適用する場合において、前年において特別農業所得者であつたかどうかの判定又は予定納税基準額の計算については、それぞれその年五月一日又はその年九月十五日において確定しているところによるものとし、居住者であるかどうかの判定は、その年十月三十一日の現況によるものとする。ただし、予定納税基準額の計算は、その年九月十六日から十一月三十日までの間におけるいずれかの日において確定したところにより計算した金額が本文の規定により計算した金額を下ることとなつた場合は、その日（その日が二以上ある場合には、その計算した金額が最も小さいこととなる日）において確定したところによるものとする。

(特別農業所得者に対する予定納税額等の通知)

第一百九条 税務署長は、第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定による納付をすべき居住者についてその年九月十五日の現況によりその予定納税基準額を計算し、その年十月十五日（同日において当該居住者が第二期において納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年十一月三十日（同条の規定により当該納期限が延長された場合には、その延長された当該納期限）の一月前の日）までに、その者に対し、その予定納税基準額及び第二期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。

3 2 省 略
前二項の規定による通知は、第百七条第一項の規定による納付をすべき居住者からその者の前年分の所得税につき確定申告書の提出を受け、又は当該所得税につき決定をした税務署長（その後当該所得税の納税地に異動があつた場合には、政令で定める税務署長）が行なう。

4 前項に規定する税務署長は、第一項の居住者が第百七条第一項の規定により第二期において納付すべき予定納税額について同条第二項の規定の適用がある場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を要しない。

(確定所得申告を要しない場合)

第一百二十二条 省 略

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その公的年金等の全部について第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円

(特別農業所得者に対する予定納税額等の通知)

第一百九条 税務署長は、第百七条第一項（特別農業所得者の予定納税額の納付）の規定による納付をすべき居住者についてその年九月十五日の現況によりその予定納税基準額を計算し、その年十月十五日までに、その者に対し、その予定納税基準額及び第一期において納付すべき予定納税額を書面により通知する。

3 2 同 上
前二項の規定による通知は、第百七条第一項の規定による納付をすべき居住者からその者の前年分の所得税につき確定申告書の提出を受け、又は当該所得税につき決定をした税務署長（その後当該所得税の納税地に異動があつた場合には、政令で定める税務署長）が行なう。

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申

以下であるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

(延滞条件付譲渡に係る所得税額の延納)

第一百三十二条 省略

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税の額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納に係る所得税につき、その額が百万円以下でその延納の期間が三年以下である場合又は当該期間が三月以下である場合は、この限りでない。

3・4 省略

(国内源泉所得)

第一百六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該非居住者の事業場等（当該非居住者の事業に係る事業場その他これに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第二項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）

二 国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得（第八号から第十六号までに該当するものを除く。）

三 国内にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。）に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

告書を提出することを要しない。

(延滞条件付譲渡に係る所得税額の延納)

第一百三十二条 同上

2 税務署長は、前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納に係る所得税の額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納に係る所得税につき、その額が五十万円以下で、かつ、その延納の期間が三年以下である場合は、この限りでない。

3・4 同上

(国内源泉所得)

第一百六十一条 同上

一 国内において行う事業から生じ、又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得（次号から第十二号までに該当するものを除く。）その他その源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

一の二 国内において民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。）に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

八|七|六|五
省 省 省 省
略 略 略 略
もの

イ 省 略

口 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るもの

ハ・ニ 省 略

イ 同 上
ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

ハ・ニ 同 上

十二|十一|十九|八|七|六|五
同 同 同 同 同 同 同
上 上 上 上 上 上 上
上 上

四|三|二|一の三
同 同 同 同
上 上 上 上
上

十七|前各号に掲げるもののほかその源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

2|前項第一号に規定する内部取引とは、非居住者の恒久的施設と事業場等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

3|恒久的施設を有する非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行う場合には、当該事業から生ずる所得のうち国内において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるものをもつて、第一項第一号に掲げる所得とする。

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第一百六十二条 日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第一百六十二条 日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止

のための条約（以下この条において「租税条約」という。）において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける者については、同条の規定にかかるらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。この場合において、その租税条約が同条第一項第六号から第十六号までの規定に代わって国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その租税条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

2 恒久的施設を有する非居住者の前条第一項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の適用があるときには、同号に規定する内部取引には、当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の支払に相当する事実その他政令で定める事実は含まれないものとする。

（非居住者に対する課税の方法）

第一百六十四条 非居住者に対する課する所得税の額は、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に定める国内源泉所得について、次節第一款（非居住者に対する所得税の総合課税）の規定を適用して計算したところによる。

一 恒久的施設を有する非居住者 次に掲げる国内源泉所得

イ 第一百六十一条第一項第一号及び第四号（国内源泉所得）に掲げる

国内源泉所得

ロ 第一百六十一条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得（同項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。）

二 恒久的施設を有しない非居住者 第一百六十一条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第十七号に掲げる国内源泉所得

（非居住者に対する課税の方法）

第一百六十四条 非居住者に対する課する所得税の額は、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得について、次節第一款（非居住者に対する所得税の総合課税）の規定を適用して計算したところによる。

一 国内に支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

を有する非居住者 すべての国内源泉所得

二 国内において建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以下この条において「建設作業等」という。）を一年を超えて行う非居住者（前号に該当する者を除く。） 次に掲げる国内源泉所得

イ 第一百六十一条第一号から第三号まで（国内源泉所得）に掲げる国

内源泉所得
ロ 第一百六十一条第四号から第十二号までに掲げる国内源泉所得のうち、その非居住者が国内において行う建設作業等に係る事業に帰せられるもの

のための条約において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける者については、同条の規定にかかるらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その条約に定めるところによる。この場合において、その条約が同条第二号から第十二号までの規定に代わって国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。